

外出・面会の規制を一部緩和致します

日頃より自粛制限にご協力頂き、誠に有難うございます。
令和2年9月1日(火)午前9時より下記内容にて一部規制を緩和致します。
但し、感染流行状況や情勢等により急遽変更する場合もございます。

【許可事項】

- ・ 通院や往診
- ・ やむを得ない用事での外出(事前に要相談)
- ・ 玄関での面会(県内在住の方限定)
(月)～(金)9:00～17:00
入居者様お一人週1回15分程度
右記禁止事項に該当する方の面会は不可
- ・ 施設周辺の散歩
- ・ 差し入れやお届け物のお預かり

【禁止事項】

- ・ 人混みへの外出、頻回の外出
- ・ 職員関係者以外の館内立ち入り
- ・ 面会時間外に面会すること
- ・ 土・日の面会 ・ 外食 ・ 外泊
- ・ 県外の方の面会
(2週間以内に県外へ行かれた方や接触者も不可)
- ・ 発熱・咳・倦怠感・味覚障害等がある方の面会
(2週間以内に該当する人や接触者も不可)
- ・ 面会簿に記入しないで面会すること

※マスク着用の際は、熱中症や脱水に十分お気を付け下さい。

※再三違反される方は罰則を設けます。

もし入居者様がコロナに感染したら、重症化する危険性が非常に高いです！
ご本人だけでなく、うつされた人も命を落とすかもしれません。